

様式第160号 (刑訴第298条
規程第116条)

証 拠 調 べ 請 求 書

令和2年6月30日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行

被告人 大川原化工機, 大川原正明, 相嶋静夫, 島田順司 に対する 外国為
替及び外国貿易法違反 被告事件につき, 別紙証拠等関係カード記載の証拠の
取調べを請求する。

証拠等関係カード(甲) (No. 9)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果		取 調 順 序	備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容				縁てつ箇所
37	告発 [東京税関長 2.6.1] 告発事実等 (R2.6.15付第1, 第2の1)		A B C D						
38	調査報告書(輸出申告官署の所在地について) [(財) 2.6.8] 本件貨物の輸出申告官署の所在地等 (R2.6.15付第1, 第2の1)		A B C D						
39	適用法令確認結果報告書 [(員) 2.3.16] 関係法令等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
40	証拠品写真報告書(粉体技術研究所 押印 第139号 L-8iカタログ等) [(員) 1.6.25] 本件噴霧乾燥機(L-8i)のカタログの記載内容等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
41	写真撮影報告書(噴霧乾燥器L-8i ノズルの交換状況) [(員) 31.2.21] L-8iのノズルの交換状況等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						

(被告人 複 数 用)

(被告人 A 大川原化工機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 廣 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 10)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
42	聴取及び資料入手結果報告書 (員) [] 31.3.13 L-8iでディスクタイプのアトマイザを使用、平均粒子径10マイクロメートル以下の粉末を製造可能なこと等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
43	温度測定結果報告書 [] 株式会社 L-8i) (員) [] 1.5.15 L-8i内部の温度測定の結果等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
44	接照(摩) (員) [] 1.7.26 本件輸出貨物(L-8i)が規制対象に該当するか否かの照会 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
45	接査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課安全保障 貿易管理課長 [] 1.8.9 甲44の回答 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
46	員 [] 1.10.17 L-8iが要件イ〜ハに該当すると思われること等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					

(被告人 複 数 用)

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 11)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容			内 容	
47	複写報告書（通関手続書類の一部） 〔（員） XXXXXXXXXX 〕 1.5.21 本件の通関手続書類の記載内容等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
48	聴取結果報告書（株式会社 XXXXXXXXXX ） 〔（員） XXXXXXXXXX 〕 1.9.10 L-8iの船積状況等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
49	員 〔 XXXXXXXXXX 〕 1.10.17 L-8iの通関手続の状況等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
50	報（相嶋静夫の余罪関与） 〔（員）田村 浩太郎〕 2.5.27 被告人相嶋の関与状況等 (全)		A B C D						
51	預金口座照会結果報告書（横浜 XXXXXXXXXX ） 〔（員） XXXXXXXXXX 〕 2.6.5 被告会社から被告人相嶋へ平成26年1月 から平成30年8月まで給料等が振込され ていた状況等 (全)		A B C D						

(被告人 A 大川原化工機 謝 C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証拠等関係カード(甲) (No. 12)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 [供述者・作成年月日、住居・尋問時間等]	請求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
52	検 [] 2.5.29 システックの実態調査として被告会社のヒアリングを行った状況等 (全)		A B C D					
53	報 (検) [] 2.5.29 甲52の訂正 (全)		A B C D					
54	検 [] 2.6.12 被告人大川原が大川原製作所脇屋取締役 にコメントを頼んだ旨の発言をしていた こと及び被告人相嶋が顧問になった後も 業務に関して厳しく指摘していたこと等 (全)		A B C D					
55	資料入手報告書 (検) 小林 隆一 [] 2.6.12 []から提出を受けた大川原化工機 (株)本社3階の見取図等 (全)		A B C D					
56	検 [] 2.6.2 平成26年11月7日の被告会社の社内教養 において、[]が要件ハについて該 当しそうな装置もある旨を説明していた こと等 (全)		A B C D					

(被告人 A 大川原化工機 隣 C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

被
告
人
複
数
用
)

証拠等関係カード(甲) (No. 13)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供証者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考 添付箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
57	検(11頁のもの) [〇〇〇〇〇〇] 2.5.29 平成28年7月にシステックからの質問に 対し回答した経緯等 (全)		A B C D						
58	検(9頁のもの) [〇〇〇〇〇〇] 2.5.29 L-81型炭素乾燥機ではアトマイザを交換 して平均粒子径10マイクロメートル以下 の粒子を製造することが可能であること 等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
59	検 [〇〇〇〇〇〇] 2.6.12 検察庁の取調べ前に、他の従業員と意見 交換したこと等 (全)		A B C D						
60	報(訂正報告) 〔(検) 〇〇〇〇〇〇〕 2.6.12 甲59の訂正 (全)		A B C D						
61	検 [〇〇〇〇〇〇] 2.6.6 被告人島田から、被告会社の定型機はす べて非該当である旨指示されたのに従 い、項目別対比表を作成していたこと等 (全)		A B C D						

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

(被告人
複
数
用)

証拠等関係カード(甲) (No. 14)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述音・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果			備 考 縮めてつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
62	検 2.6.2 本件噴霧乾燥機（L-8i）の輸出状況及び被告人相嶋が顧問となった後の執務状況等 (全)		A B C D						
63	検 2.6.12 被告人相嶋が被告会社の顧問になってからの立場、役割等 (全)		A B C D						
64	報（7頁のもの） (検) 2.6.12 が提出した顧問契約書の記載内容等 (全)		A B C D						
65	報（10頁のもの） (検) 2.6.12 が提出した貸金台帳及び給与支給明細書の記載内容等 (全)		A B C D						
66	検 2.6.4 被告会社従業員を令和2年3月中は出頭させられないとしていた方針を変更した経緯等 (全)		A B C D						

(被告人
複
数
用)(被告人 A 大川原化工機 備 C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証拠等関係カード(甲) (No. 15)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考 繰てつ箇所
		期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	
67	検 [検] 2.5.27 本件噴霧乾燥機(L-81)の性能及び試運転で問題がなかったこと等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
68	検 [検] 2.5.29 被告会社製噴霧乾燥機(L-81)を使用する際に乾燥殺菌を行いトラブルは生じていないこと等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
69	検 [検] 2.6.3 被告会社では約30年前に噴霧乾燥機の内部温度を計測したことがあったが、それ以降、計測、実験は行われていないこと等 (全)		A B C D					
70	分析結果報告書(安全確保貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集) [(員)] 29.12.28 用語「滅菌」、「殺菌」が貨物の規制要件に用いられてきた法令改正の変遷等 (全)		A B C D					
71	被告会社(安全確保貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集(改訂第2版)) [(員)] 30.3.20 本件噴霧乾燥機に関する法令の記載内容等 (全)		A B C D					

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 16)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
72	報 (ガイダンス・適用法令の解釈) 〔 (員) 29.12.22 〕 輸出規制対象となる噴霧乾燥器に関する解釈等 (全)		A B C D						
	〔 〕 ()								
	〔 〕 ()								
	〔 〕 ()								
	〔 〕 ()								
	〔 〕 ()								
	〔 〕 ()								

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(乙) (No. 9)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)									編てつ箇所
37	員 〔 (被) 大川原 正明 2.5.26 噴霧乾燥器を経済産業大臣に許可申請することなく韓国に輸出した事実は間違いないこと等 ()		A B C D						
38	検 〔 (被) 大川原 正明 2.6.11 弁解内容等 ()		A B C D						
	 〔 〕 ()								
	 〔 〕 ()								
	 〔 〕 ()								
	 〔 〕 ()								

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正明 D 島 田 順 司)